

平成27年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(復興庁27-②)

施策名	復興交付金制度に係る施策の推進					担当部局名	交付金班	作成責任者名 (※記入は任意)	参事官 北尾 昌也			
施策の概要	東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりに必要となる5省40事業を一括化し、一本の復興交付金事業計画で申請・採択し、復興交付金を交付する。					政策体系上の位置付け	復興施策の推進					
達成すべき目標	復興交付金の交付により、東日本大震災により、相当数の住宅、公共施設その他の施設の滅失又は損壊等の著しい被害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興のために実施する必要がある事業を実施する。					目標設定の考え方・根拠	東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第5章 復興特別区域基本方針(平成26年5月13日閣議決定(改定))	政策評価実施予定時期	平成28年8月			
測定指標	基準値		目標値		年度ごとの目標値 年度ごとの実績値						測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
	基準年度	基準年度	目標年度	目標年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度		31年度
1 復興交付金配分計画の作成	-	-	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	各年度	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	被災地方公共団体ごとに異なる個別の復興の現状と要望を踏まえ、適時適切に実施	・復興庁においては、被災地方公共団体の置かれている個別の復興の現状と有しているニーズが異なることから、復興交付金事業計画の策定に対する支援を実施し、提出された復興交付金事業計画について、既配分事業の状況、被害状況と事業との関連、事業実施の必要性・効率性等について精査し、適時適切に復興交付金の配分計画を作成することとしているため。
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)				当初予算額	関連する指標	達成手段の概要等				平成27年 行政事業レビュー 事業番号	
	24年度	25年度	26年度	27年度	27年度							
東日本大震災復興交付金(1)(平成25年度)(関連:27-①)	1兆3,196億円 (1兆3,195億円)	4,503億円 (4,502億円)	5,440億円 (5,439億円)	3,173億円	3,173億円	1	・東日本大震災により著しい被害を受けた地域において、災害復旧だけでは対応が困難な市街地の再生等の復興地域づくりに必要となる5省40事業を一括化し、一本の事業計画で申請・採択。				0002	
施策の予算額・執行額	1兆3,196億円 (1兆3,195億円)	4,503億円 (4,502億円)	5,440億円 (5,439億円)	3,173億円	施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・復興特別区域基本方針(平成26年5月13日閣議決定(改定))第1の3、第4の3等 ・経済財政運営と改革の基本方針2015について(平成27年6月30日閣議決定)第1章の2 ・第189回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(平成27年2月12日)七 二〇二〇年の日本(東日本大震災からの復興) ・平成28年度以降の復旧・復興事業について(平成27年6月24日復興推進会議決定)					